

令和 8 年度山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金に係る Q & A

A 制度全般

問 A1 支援金を受領できるのは 1 回限りか。

(答)

支援金の交付は、一の対象施設等につき 1 回限りです。

問 A2 市町村から同様の支援金を交付された場合でも申請してよいのか。

(答)

市町村の支援金において、併給にかかる制限がない場合は、申請が可能です。

問 A3 障害福祉サービスと介護サービスを同一建物内で提供しているが、障がい者施設等物価高騰対策支援金と高齢者施設等物価高騰対策支援金をそれぞれ申請してよいのか。

(答)

共生型サービスにおいて、障がい者（児）及び要介護者に同じ場所で同時にサービスを提供するなど、双方の事業所を一体的に運営している場合は、どちらか一方の支援金しか申請できません。

問 A4 障害福祉サービスの利用実績がない事業については対象となるのか。

(答)

交付要綱第 2 条に基づき、休止中の場合は対象外となります。

休止中ではなく、利用者がいない場合は、今年度の利用状況や本支援金の趣旨を踏まえて判断してください。

問 A5 指定管理施設は対象となるか。

(答)

交付要綱第 1 条の「国等が設置するもの」に該当するため対象外となります。

B 支援金の額

問 B1 多機能型事業所の場合、支援金額はどうなるか。

(答)

指定を受けているサービス毎に支援金を交付します。

(例 1) 施設入所支援 (定員 40 人)、生活介護、自立生活援助の指定を受けている場合
→680,000 円 (定員 40 人×17,000 円) +270,000 円 (区分 2) +150,000 円 (区分 3) =1,100,000 円

(例 2) 計画相談支援、地域移行支援の指定を受けている場合
→150,000 円 (区分 3) +150,000 円 (区分 3) =300,000 円

※一部のサービス分しか申請されなかった場合、事務局から連絡はしませんので、申請できるサービスを漏れなく申請されているか事前に確認のうえ申請してください。

問 B2 入所系施設内で併設型短期入所を行っている場合の支援金額はどうか。

(答)

入所系施設の定員と併設型短期入所の定員の合計に応じて支援金を交付します。

(例) 施設入所支援 (定員 30 人)、併設型短期入所 (定員 5 人)
→595,000 円 (定員 35 人×17,000 円)

問 B3 空床利用型短期入所の取扱いはどうなるか。

(答)

空床利用型短期入所は、入所系施設の定員の範囲内で、利用者に利用されていない居室において行う事業であるため、本体施設である入所系施設分のみ交付対象となります。

問 B4 重油・灯油加算について、どのような場合に要件を満たすのか。重油・灯油を一部の部屋に使用している場合は申請してよいか。

(答)

施設全体として、重油・灯油を燃料として空調や給湯用に利用している場合に対象となります。施設のうち、一部の部屋のストーブのみに使用している場合などは、全館的に利用しているとは言えないため、交付対象となりません。

C 交付申請

問 C1 交付申請は事業所ごとに行ってよいか。

(答)

事業所を運営する法人の代表者が、全ての事業所分を一括して申請してください。

問 C2 郵送での交付申請を行いたい、どうすればよいか。

(答)

迅速な審査のために、原則、ホームページからの申請をお願いします。

ホームページからの交付申請が困難な場合は、山形県障がい者施設等物価高騰対策支援金事務局（TEL:050-5445-7425）に御相談ください。

【交付申請ホームページ】

<https://yamagata-bukkakoutou.jp/shogaisha/>

問 C3 交付申請が受理されたか確認をしたいが、どうすればよいか。

（答）

ホームページからの交付申請が完了しましたら、入力いただいたメールアドレスに確認メールが届きますので、そちらを御確認ください。

メールが届かない場合、事務局まで御連絡ください。

問 C4 振込先口座の名義が、申請者と異なるものしかない場合はどうすればよいか。

（答）

申請者以外の者を代理人とし、交付金の受領に関する権限を委任する旨を記載した委任状を提出してください。委任状の提出方法については、事務局にお問合せください。

問 C5 交付申請を行ってから、支援金はどのくらいの期間で支払われるのか。

（答）

提出期限の 10 月 23 日までの間、月の下旬に締め、およそ 1 ヶ月ごとの支払いを想定しています。

1 回目 提出締日 9 月 24 日（木） 支払い：10 月 30 日頃（予定）

2 回目 提出締日 10 月 23 日（金） 支払い：11 月 30 日頃（予定）

※手続きの都合上、支払日が前後する場合がありますので、御了承ください。

また、提出書類に不備がある場合は、上記予定から遅くなる場合があります。

問 C6 書類を提出する上で、注意する点はどのような点か。

（答）

これまで実施した同支援金の審査の際に、以下の点について誤りが多かったため、御注意いただきますようお願いいたします。

【御注意いただきたい点】

○ 通帳写しは①表紙と②見開きページが必要です。（見開きのみの提出が多かったです。）

○ 多機能型事業所においても指定を受けているサービスごとに申請してください。